

発議案第 5 号

中心市街地整備特別委員会の設置について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和 3 年 9 月 27 日

提出者	盛岡市議会議員	千	葉	伸	行
賛成者	盛岡市議会議員	鈴	木	一	夫
〃	〃	大	谷	陽	介
〃	〃	野	中	靖	志
〃	〃	工	藤	健	一
〃	〃	中	野	孝之助	
〃	〃	豊	村	徹	也
〃	〃	櫻		裕	子
〃	〃	天	沼	久	純
〃	〃	池	野	直	友
〃	〃	庄	子	春	治
〃	〃	神	部	伸	也
〃	〃	鈴	木	俊	祐

盛岡市議会議長 竹 田 浩 久 様

中心市街地整備特別委員会の設置について

- 1 本議会に中心市街地整備特別委員会を設置し、10人の委員をもって構成する。
- 2 議会は、中心市街地整備特別委員会に対し、地方自治法第109条第4項の規定により、中心市街地整備に関し必要な事項の調査を付託する。
- 3 中心市街地整備特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会在本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。